



人権口コミ講座
20

京都人権啓発推進会議



京都人権啓発推進会議

世界人権宣言35周年を記念し、1984(昭和59)年に京都府をはじめ府内の12団体により設立。あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進することを目的に幅広い取組を展開しています。

構成団体

京都府 京都市 京都府教育委員会 京都市教育委員会 京都市長会
京都府町村会 京都府人権擁護委員連合会 京都商工会議所 京都府商工会連合会
京都府中小企業団体中央会 京都府農業協同組合中央会 京都府社会福祉協議会

人権口コミ講座 20

この冊子は、府民の皆さんに、生活に関わる身近な話題や社会的に関心の高まっている話題をもとに、「人権」について様々な角度から考えていただけるよう、公益財団法人 世界人権問題研究センターの協力を得て2018(平成30)年末に京都新聞に掲載した「人権口コミ情報」により作成したものです。

人権について具体的に考えていただくきっかけとして活用していただければ幸いです。

人権口コミ講座 20 もくじ

VOL.1 いわゆる
「土地差別調査問題」について

(公財)世界人権問題研究センタープロジェクトチーム2
リーダー／同志社大学非常勤講師

井岡康時

[1]

VOL.2 医学部入試における女性差別

(公財)世界人権問題研究センタープロジェクトチーム4
リーダー／弁護士

吉田容子

[3]

VOL.3 子どもの声を聴く

(公財)世界人権問題研究センタープロジェクトチーム3リーダー
大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授

山野則子

[5]

VOL.4 HIV感染症

京都第一赤十字病院感染制御部長

大野聖子

[7]

VOL.5 聞こえの共生社会づくり条例

(公財)世界人権問題研究センター登録研究員
龍谷大学非常勤講師

松波めぐみ

[9]

VOL.6 ネット社会と子どもたち

佛教大学教育学部教授

原 清治

[11]

VOL.7 世界人権宣言70周年を迎えて

(公財)世界人権問題研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元茂樹

[13]

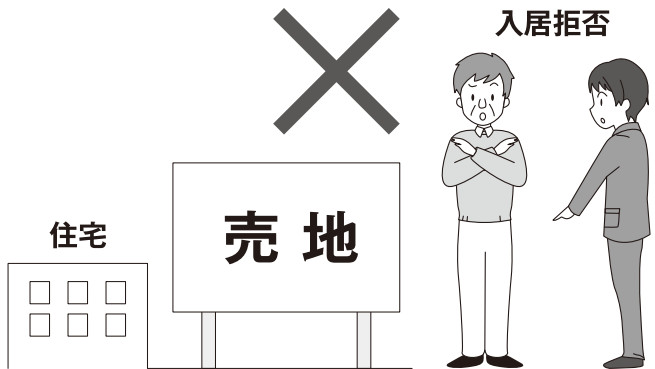
京都府と宅地建物取引業者団体による、府内の業者を対象とした「人権問題」についてのアンケート」が実施されました。取引物件の所在地が同和地区か否かについて客から質問されたか、という問いに対して「ある」とする回答が25%にのぼっています。前回、平成22年度調査では44%ということですから、かなり減少しているといえますが、それでも4分の1となる数値をみると、同和地区を忌避する意識の克服には、まだなお時間がかかると思わざるを得ません。

一方、こうした質問をどのように考えるか、という問いに対して、「差別につながる」との回答が27%(前回28

%)、「差別と関係ない」との回答が8%(前回12%)、「一概に言えない」との回答が64%(前回60%)ということでした。「つながる」の比率が前回とほぼ同じです。住居

地を選ぶにあたって、交通の便や、学校・病院などへの距離を考慮するのは当然としても、同和地区か否かを確かめる必要はなく、不適切なことです。「つながる」の比率はもつと増えるべきですが、だからといって、ここで業者のみなさんを一方的に批判しても実りがあるとは思えません。同和地区か否かを確かめる質問を許している社会風潮を形成しているのは、私たち自身であると考えた上で、「差別につながる」と理解しつつも顧客と

土地差別



の板ばさみで悩んでおられるであろう27%の人びとをどのように支えていくか、この人たちが業界の多数派となるためには、どのような手立てが必要か、私たち自身と問われているといえるでしょう。

同和問題以外にも、賃貸住宅への入居にかかわって憂慮すべき結果が出ています。高齢者、障がい者、外国人、母子(父子)家庭の入居を家主から断るよう言われた経験があるとする回答が少なくないのです。これについても家主の方々の人権意識を言い立てるだけでは問題解決に向けた前進はないように思います。入居拒否へと追い込む社会のあり方を反省し、地域から改めていく努力がすべての府民に求められているのではないのでしょうか。

東京医科大学が入試の際に女性受験者に不利益な得点調整を行っていたことが明らかになった。同大学の内部調査報告書によれば、大学トップの主導の下、少なくとも2006年度以降の入試において、女性受験生に対し、女性であることのみを理由として、2次試験の小論文の得点を不利に調整し、女性の合格者数を抑制していたという。その理由は、「女性は年齢を重ねると医師としての活動量が下がる」ということであつたようだ。しかし、卒業生が就職する系列病院で出産・育児のために多くの女性医師が退職することを問題にするのであれば、人員増員や長時間労働の是正、性別に関わらずライフイベントや家庭に関わる活動との両立支援を充実させ、働きやすい職場環境を整えるべきであつて、入試に

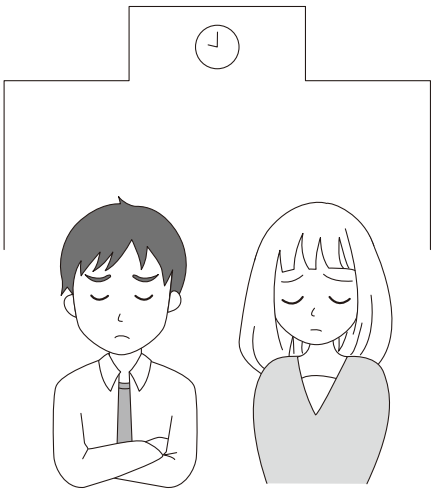
おける性差別を正当化することは許されない。

この問題を受けて、文科省は2018年8月に全国81の医学部医学科に対する緊急全国調査を開始した。10月4日付結果(速報)によれば、過去6年間の入試において63大学で男性の合格率が女性より高く、女性の合格率が低い約30大学の訪問調査により、複数の大学で性別や年齢による差別や特定の受験生の優先的合格を裏付ける客観的な資料を確認したという。10月23日付「中間まとめ」では、「合否判定の際に学力検査での得点が同等でも多浪生や女性は面接試験等でより高い評価を得ないと合格とされない場合があるなど年齢や性別等の属性によって取扱いに差異を設けているとみられる事例」などを不適切である可能性の高い事案として挙げた。文科省は

東京医大を除く全80大学への訪問調査を実施している。

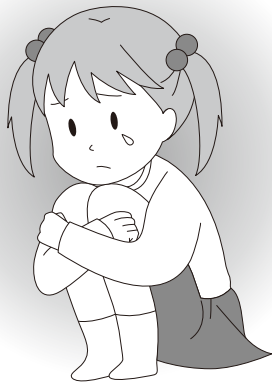
女性であることのみを理由とする入試での差別的取扱いは、法の下での平等(憲法14条1項)、能力に応じて等しく教育を受ける権利(憲法26条1項)、ひいては職業選択の自由(憲法22条)を侵害し、日本が締約国である女性差別撤廃条約にも違反する。また、性別による教育上の差別を禁止する教育基本法に違反し、男女共同参画社会の実現を目指す男女共同参画推進基本法の理念にも反する。さらに、実際に入試を受けた女性受験生への人権侵害であると同時に、入学した男性学生への信頼を害し、医学部の入試制度に対する社会全体の信頼をも揺るがす。

真面目に努力する受験生のためにも、性別や属性を理由とする差別がない公正な入試を実現することが強く求められる。



「もうおねがい ゆるして ゆるしてください」「たった5歳の女の子が覚えたばかりのひらがなで綴ったメモの存在が明らかになり、日本中が悲しみに震えた、児童虐待死亡事件。現場に花を手向ける人が絶えない。このような事件が起きると必ず、まず親が批判され、地域や所属機関がなぜ気づけなかったのか、専門機関の対応はどうだったのかと繰り返される。批判の前に各人が日常にできることは何か考えてみる必要がある。

まずは親についていえば、孤立やさらには貧困から児童虐待に移行する悪循環の実態報告と合わせて考えると、児童虐待問題は、社会の問題として認識すべきである。



地域の課題はといえば、虐待に気づいて通報する国民の義務(児童福祉法第25条)の周知をと言いたいわけではない。発見を重視するあまりに地域住民が監視の眼ばかりになるのは、かえって孤立した親を追い込むおそれがある。温かい声を掛け合う地域をどう作るかが重要であろう。虐待など逆境に立ち向かう力としてレジリエンスという概念がある。子ども個人が持つ回復力として認識されがちであるが、レジリエンスとは、「その人が厳しい逆境の中にあるとき、その人の心理的、社会的、文化的、身体的、物的資源が本人に作用する方向を探し求め、安定した生活を維持する能力であると共に、これらの資源が自分にとって意味ある方法で提供されるよう一人ひとり明日からでもできよう。

また、毎日子どもの姿を見る学校などは、すべての子どもを見渡したなかで、「ちょっと気になる子ども」という段階で気軽に情報を校内で共有し、一人で抱え込まずチームで方向性を決定できる体制を明確に作り、そこから地域支援や福祉機関につなぐ安定した仕組みが早急に必要な。子どもの声なき声を聴く(聴く≠言葉だけでなく様子全体でキャッチすること)ために何をすべきか、地域、学校等それぞれに是非考えていただきたい。

H I Vとはウイルスの名前で、体の免疫を守るC D 4陽性細胞に入り込み増殖します。そのため、C D 4陽性細胞の数が減り、通常だと感染しても病気を起こさない病原体で感染症が起こるようになります。この状態をエイズ（後天性免疫不全症候群）と言います。H I Vは感染直後にインフルエンザ様の症状が半分の人に起こりますが、以後は全く無症状です。そして数年から10年経ってエイズを引き起こします。治療法が確立するまではエイズを発症すれば2年以内に死んでしまう死に至る病でした。

1981年、最初のエイズ患者が発見され、2年後の1983年には原因ウイルスであるH I Vが分離同定されました。そして1997年には抗H I V薬の多剤併用

療法が可能となりました。これにより、H I V感染症はコントロール可能な疾患に変貌しました。現在は1日1回1錠の薬も登場しており、薬をきちんと飲めば（公費負担で低額）、免疫は正常、ウイルスもほとんど体内にいない状況となり、感染前と同じように仕事をする事も可能になっています。ただ、現在の治療法では薬を一生飲み続ける必要があります、できれば予防したいと思いません。

H I Vは性行為、血液を介して（輸血、注射針の回し打ち）、母子感染で感染します。通常の日常生活では感染しません。現在日本では95%以上が性行為感染です。これはコンドームを正しく使用することで100%予防可能と言われています。コンドームをお互いを守るため

のライフガードとして使用することが大切です。H I V感染は血液検査で簡単にわかります。全国の保健所で無料匿名の抗体検査が実施されています。夜間・休日検査も行われています。症状がなくても血液検査で早く見つけ出し、エイズを発症しない前に治療を開始したいものです。母子感染も妊娠時にH I V抗体検査を全員に実施しており、母親が妊娠中に早くから抗H I V薬を飲み、母乳をやめることで、ほぼ母子感染は0になるといわれています。

H I V予防は性行為にはコンドーム、可能性がある人は無症状でもH I V抗体検査を受けましょう。もし感染していても抗H I V薬を飲むことで、以前とかわらない生活が可能です。H I V陽性者が陽性を告知しても以前とかわらない付き合いができる社会をめざしたいですね。さらに詳しいことは、「A I D S文化フォーラム in 京都」のホームページをご覧ください！

H I V 抗体検査

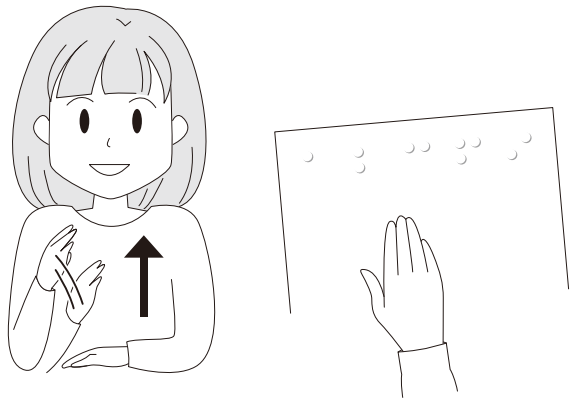
匿名

無料



「手話は言語である」と聞いて、皆さんはどう感じられますか。「その通り」と思う方もいれば、「考えたこともなかった」という方もおられるのではないのでしょうか。

聴覚障害者が最も自然に意思疎通できる手段が、手話という言語です。手話は手の動きだけでなく顔の表情等も含めて複雑な文法構造を備えており、音声言語と対等な言語なのだ—ということがまだまだ知られていません。2006年に採択された障害者権利条約で「手話は言語である」と明記されたのは、手話の大切さへの認識を促し、聴覚障害者が生活しづらい状況を変えていくためでした。



手話を使える人が少ない社会の中で、聴覚障害者はさまざまな情報のバリアに直面します。「移動中に急に電車が止まり、音声でのみ情報が流れている」という場面を想像してみてください。とても不安ですね。また、急病で入院した時に手話通訳を受けられないといった場合も大変心細いものです。筆談に比べてもらえたとしても、それだけでは十分に意思疎通できない人もいます。社会全体で手話への理解を「底上げ」していく必要があります。

京都府では、2018年4月より、「聞こえの共生社会づくり条例」を施行しました。この条例は、「手話を言語として認め、広めていくこと」と、「聴覚障害の特性に応じたいろいろなコミュニケーション方法を選択できるようにすること」をめざしています。聴覚障害者の中には、手話がいちばん意思疎通しやすい言語だという人もいれば、中途失聴等のため手話よりも文字での情報提供が必要な人もいます。聴覚と視覚の両方に障害がある盲ろう者には「触手話」や「指点字」等が意思疎通の手段となります。「選べる」ことは、とても大切なのです。

京都府はこの条例のもとで「手話学習の機会の提供」や、環境整備(手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向けの通訳介助者を育てる等)をすすめていきますが、「聞こえの共生社会」を実現していくためには、府民一人ひとりの協力が不可欠です。あなたも新しい言語を学んでみませんか。

インターネットが子どもたちの間に急速に浸透している。スマートフォン所持率は年々増加し、KDDIの調査によれば、小学生の約30%、中学生の約50%、高校生になると約90%がインターネットに接続できる端末を個人利用しているという。こうした実態は、子どもたちの生活を大きく変え、人間関係の持ち方にまで影響を及ぼしてきている。

確かにインターネットは、教育上でも重要なツールである。わからないことはすぐに検索できるし、授業の予習復習への活用など様々な可能性を秘めている。文部科学省も従来の教科に加えて子どもたちがうまく情報活用能力を発達させることを目指している。

一方で、その利便性は危険を伴う。子どもたちを取り



巻くネット関連の問題を大きく分類すると次の3つである。一つは、オンライン・ゲームなどに熱中しすぎる「ネット依存」。二つ目は、ネット上に溢れる有害情報によって犯罪に巻き込まれること。セーラー服の売買や、大麻の取引、自殺サイトへの誘導などがその例である。そして、三つ目は、「ネットいじめ」とよばれる問題である。今や子どもたちの交友関係には、実際に面と向かって会話する対面型とは別に、通話アプリなどを使ったネット上での交友関係が存在する。そこで友だち同士グループを作り、文字や画像による会話をするのだが、その中で、特定の児童生徒を誹謗中傷し、笑いの対象として仲間から外したりする。ネット上では罪の意識が希薄になり面と向かつては言えないような心無い言葉がグ

ループ内でエスカレートする。

どうすればこうした問題から子どもたちを守ることができるのか。学校は、情報モラルに関する啓発や教育を継続する必要がある。保護者は、子どもとできるだけ多く会話する機会を持ち対面型の交友関係の基礎を育み、子どもの様子を常に注意深く観察する。また、有害情報の「フィルタリング」は必須であり、親子で守れる家庭のルール作りも効果的である。子どもの様子を共有する学校と家庭の緊密な連携も非常に大切である。地域社会の大人たちが、登下校時のあいさつや声掛けによって、見守られている安心感を子どもに持たせることも肝要だ。いずれにせよ、決定的な特効薬がないのが現実である。われわれ大人は、ネットはわからないとか、悪であるという先入観を排して、子どもたちの実態を怠りなく理解しようとする目を持つことが大切である。

世界人権宣言70周年を迎えて

(公財)世界人権問題研究センター所長 同志社大学法学部教授 坂元茂樹

みなさんは、世界人権宣言をご存じですか。世界中のすべての人びと及び国が達成すべき共通の人権基準を指し示した国連の宣言です。世界人権宣言は、1948年12月10日に第3回国連総会で採択され、2018年は採択70周年に当たります。

同宣言の前文は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等で奪いえない権利を認めることが、世界における自由、正義及び平和の基礎をなす」と述べています。人権の尊重は、世界の自由、正義そして平和の基礎であるということです。しかし、人権の尊重のためには、世界の人びとや国が共通に尊重すべき人権とは何か

を示す必要があります。そのために作られたのが世界人権宣言でした。

世界人権宣言の第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と書かれています。人間の尊厳こそが、人権の最も根本にあるということです。残念なことに、日本では、人種や民族などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱するヘイトスピーチがみられるようになりました。ヘイトスピーチが、少数者に属する人びとの尊厳を傷つけることはいうまでもありません。

ません。

こうした活動を行う人たちの中には、自分たちが行っているのは政治活動であり、表現の自由の行使だと主張する人がいます。たしかに、世界人権宣言は、第19条で表現の自由を認めています。同宣言第29条第2項は、自己の権利及び自由の行使にあたり、他の者の権利及び自由の尊重を確保することを求めています。

21世紀を人権の世紀にするためにも、われわれ一人ひとりが、改めて世界人権宣言を読み返す必要があります。



世界がひとつの家族のように


作詞：鮎川 めぐみ 作曲：千住明

1 悲しいニュースを聴くたびに どうしてなのか考える
 何かが出来るわけじゃない だけど心は動いている
 空に星がきれいだね 風の花が揺れているね

2 世界がひとつの家族のように
 もしもなれたらどうだろう
 遠くに暮らす君のこと もっと知りたくなるだろう

3 あたりまえに過ぎる景色が 幸せなんだと気付く時
 昨日より今日少しだけ 優しくなれる気がするよ
 響き合える果てしなく 目に映るすべてのいのち

世界がひとつの家族のように
 もしもなれたらどうだろう
 毎日出会う君のこと もっと大事になるだろう
 空に星がきれいだね 風の花が揺れているね
 世界がひとつの家族のように
 もしもなれたら素敵だね
 今この時を生きている 同じ名前星の上



世界がひとつの家族のように

作詞：鮎川 めぐみ
作曲・編曲：千住明

INTRO. ♩ = 74

A *mp*
 かなしいニュースを きくたびに

B *mf*
 どうしてなのかーと かんがえる なにかがーできる わけじゃない だけ

C *mf*
 どこころはーうごいて るそらに ほ しがーきれいだねー かぜ

cresc.
 に はながーゆれているね ー せかいがーひとつの

かぜくのーように もしもなれたら どう だろうー とおくにーくらーすー

1.
 きみのこーと もっとしーりたーく なる だろうー



京都府人権リーガルレスキュー隊

ご自身又は関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、京都弁護士会の弁護士が、司法的救済を中心にアドバイスする法律相談を実施しています。(相談無料。相談の内容についての秘密は厳守されます。)

電話相談 (お一人20~30分程度) ☎075-741-6321

受付/第1・第3火曜日の午後2時から午後4時まで

面接相談 事前予約制(お一人40分)

予約受付は、1箇月前から1週間前までの午前9時から午後5時まで
ただし、予約がなかった場合は、実施しません。

〈昼間〉午後1時30分から午後4時30分まで

■第2火曜日/京都府庁 ☎075-414-4271

■第4火曜日/各広域振興局総合庁舎巡回

宇治 ☎0774-21-2049 亀岡 ☎0771-24-8430

舞鶴 ☎0773-62-2500 峰山 ☎0772-62-4301

〈夜間〉午後6時から午後8時30分まで

■第3水曜日/京都駅前法律相談センター ☎075-741-6322

※詳しくは、下記の京都人権ナビHP・府民だより等で御確認ください。

ひとりで悩まず
相談してね。



みんな大切な
オンラインワン
京都府
人権啓発キャラクター
「じんくん」

人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」

人権に関する知識や役立つ情報、相談窓口の情報などを掲載したポータルサイトを開設しています。ぜひご利用ください。
京都人権ナビHPはQRコードより <https://kyoto-jinken.net>



例えばこんな時に使えます。

- ◎人権問題の動きを知りたい
- ◎人権に関する法律などを知りたい
- ◎人権研修会に使用するDVDやパネルを借りたい
- ◎どこに相談すれば良いのか知りたい
- ◎もっと、いろんな方に人権の大切さを知ってもらいたい



ご意見・ご感想をお寄せください

この冊子をご覧になってのご意見・ご感想をお寄せください。また、下記アンケートへのご協力をお願いいたします。寄せられたご意見等は、今後の誌面づくりや人権啓発事業の参考とさせていただきます。

なお、個別のご意見への返答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

〈アンケート〉

Q1. この冊子を、どこで入手されましたか？

- ①府の施設 ②市町村の施設 ③学校 ④勤務先 ⑤研修会・講演会
⑥人権啓発フェスティバル ⑦その他(具体的に)

Q2. この冊子を読まれて、人権や人権問題に対する理解・意識は深まりましたか？

- ①深まった ②どちらかといえば深まった ③変わらない ④わからない

Q3. 次の人権相談窓口のうち、ご存じのものをお教えてください。(複数回答可)

- ①法務局の人権相談窓口 ②人権擁護委員 ③府の人権特設相談
④京都府の人権問題法律相談 ⑤市町村の人権相談窓口
⑥NPOなど民間団体 ⑦弁護士・弁護士会 ⑧その他(具体的に) ⑨知らない

Q4. この冊子で、読んでよかった、参考になったものをお教えてください。(複数回答可)

- ①いわゆる「土地差別調査問題」について ②医学部入試における女性差別
③子どもの声を聴く ④HIV感染症 ⑤聞こえの共生社会づくり条例
⑥ネット社会と子どもたち ⑦世界人権宣言70周年を迎えて
⑧京都府の人権問題法律相談 ⑨人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」
⑩人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」 ⑪特にない

ご意見等は、電子メールまたはFAX等でお送りください。

【送付先】電子メール：jinken@pref.kyoto.lg.jp

FAX：075-414-4268

※標題として、「人権口コミ講座20について」とご記入ください。

※アンケートについては、問の番号及び回答の番号をご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

2019(平成31)年3月発行

発行・発行所 京都人権啓発推進会議(事務局:京都府人権啓発推進室)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 075-414-4271 FAX 075-414-4268 E-mail jinken@pref.kyoto.lg.jp

制作協力 公益財団法人 世界人権問題研究センター